



令和2年12月3日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市下水道事業運営審議会
会長 古屋 秀 樹



下水道事業の運営について(答申)

令和2年7月6日付け越下経第16号で諮問のありました標記の件について、
当審議会での審議結果を取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

写

別紙

答 申 書

越谷市下水道事業運営審議会

はじめに

下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水被害の軽減など、市民生活の基盤として重要な役割を担っています。

その中で、事業の運営にあたっては、適切な維持管理に取り組みながら、健全な経営を行うことによって、市民の負託に応え、下水道本来の機能を発揮し続けることが重要です。

越谷市の公共下水道事業は、汚水と雨水を分けて流す分流式であり、昭和58年4月の供用開始以来、積極的に事業が進められ、平成12年度には既成市街地の整備は概ね完了し、令和元年度末現在の整備済み管路延長は約920km、下水道普及率は83.9パーセントに達し、全国水準からみても高い成果を挙げています。その一方で、公共下水道施設の建設には、多額な費用を要し、国庫補助金以外の財源の大半を地方債で賄っており、現在、その償還にかかる費用が事業の運営に大きな影響を及ぼしているところです。加えて、施設の老朽化や、今後人口の減少に伴う下水道使用料収入の減少が見込まれるなど、経営環境は厳しさを増しつつあり、課題は引き続き多いと言えます。

また、下水道使用料については、市民に与える影響を最大限に配慮しつつ、平成18年7月に続き、平成23年7月及び平成28年7月に使用料の改定を実施し、段階的に経営状況の改善を図ってきたところですが、依然として汚水処理費を使用料だけでは賄いきれず、一般会計からの繰入金にも依存せざるを得ない状況にあります。

このような状況は、越谷市だけでなく全国的なものであることから、総務省からは、地方公営企業に対して中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を令和2年度までに策定するよう求められており、越谷市においては、令和2年度中の策定を目標とし取り組んでいるところです。

公共下水道事業の運営は、その収入によって経費を賄い、事業実施をする独立採算が原則であることから、更なる経営健全化に向けた改善をしていく必要があります。

当審議会は、このような越谷市の公共下水道事業経営の現状と課題を、中長期的視点で捉え、諮問事項についてあらゆる角度から慎重に審議を重ねた結果、次のような結論を得たので、答申いたします。

1. 「越谷市下水道事業経営戦略」の策定について

越谷市公共下水道事業においては、将来的に処理水量の減少が想定され、使用料収入の大幅な増加が見込めない中、老朽化施設の更新や、災害に備えるための施設の耐震化等を進める必要があり、下水道事業の経営を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。従って、事業の運営にあたっては、将来にわたり安定的に事業を継続していくため、中長期的な視点に基づく経営を行う必要がある。その為には、経営の基本計画といえる「経営戦略」に基づく計画的かつ合理的な経営を行い、財政基盤を強化し、財政マネジメントを向上させることが重要である。

「越谷市下水道事業経営戦略」においては、「住民生活における重要かつ基本的なインフラである下水道施設を適切に維持管理し、将来にわたり、安定的に下水道サービスを提供することが可能な経営を目指す」ことを基本理念とし、施設や事業運営における現状の課題と、解決のための実現方策を体系的に整理している。

将来の施設・設備の整備計画である投資計画では、施設・設備の現状を分析し、中長期的に安定的かつ衛生的な汚水処理が可能となるよう、投資目標に基づき、効率的かつ合理的に経営健全化に向け取り組むこととしている。また、計画期間内の収入と支出の見込みを取りまとめた財政計画では、財政状況の適切な現状把握・分析をし、各財源や投資計画を踏まえ、財源目標を設定し、健全経営を継続できるよう考慮したものとなっている。

専門的な見地や、市民としての視点で審議を重ね、更には、パブリックコメントの結果を踏まえ、審議を重ねた結果、別冊の計画は妥当な内容のものと認める。

2. 下水道使用料の料金体系について

公営企業の運営については、地方財政法第6条において「公営企業の経費は、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない」とされており、独立採算制が原則である。一方で、越谷市の下水道事業の財政状況は、汚水処理費に対する下水道使用料収入の割合が低く設定され、その不足分は、一般会計からの繰入金で充てているため独立採算制の原則が成り立っていない状況にある。

また、「越谷市下水道経営戦略」において、将来的な人口減少に伴う料金収入の減少、更に、老朽化に伴う施設の更新投資や、防災・減災を目的とした施設の改修等、費用の増加が見込まれていることから、独立採算の原則に基づく適正な事業運営を行うためには、様々な経営改善の取り組みと併せて料金体系の見直しを行うことが必要であるとしている。

そこで、越谷市の下水道事業のおかれている状況、今後の事業計画や令和3年度から令和7年度の財政収支の予測を踏まえ、適切な料金体系について審議した。

その結果、前回の料金改定時において、経費回収率を100%にすることを目標に次回見直しを行うべきとしていたこと及び一般会計からの繰入金への依存を解消するため、料金の改定はやむを得ないという結論に至った。

併せて、令和2年度より地方公営企業法を一部適用し、会計方式を変更したため、経費回収率ではなく、財政収支の不足額を補うことを目的に、料金体系を見直すこととした。

見直しに当たっては、他団体における料金体系についても調査し、使用水量の少ない利用者への配慮から、基本料金は現行から引き下げることにした。また、超過料金については、使用水量の区分や段階ごとの単価を見直すことにした。

なお、改定案については、別表1のとおりとし、公衆浴場用料金は、据え置くこととした。

〔別表1〕

使 用 料 (1か月あたり・税抜)										
		現行料金		改定料金						
用 途	使用水量	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金					
一般用	6 m ³ まで	1,050 円	—	800 円	—					
	6 m ³ を超え		—		110 円					
	10 m ³ まで		110 円							
	10 m ³ を超え					115 円				
	20 m ³ まで						120 円			
	20 m ³ を超え							132 円		
	50 m ³ まで								142 円	
	50 m ³ を超え									150 円
	200 m ³ まで									
	200 m ³ を超え									
500 m ³ まで	121 円									
500 m ³ を 超える分										
公衆浴場用	1 m ³ につき	49 円		49 円						

【改定の概要】

① 料金体系

用途は、「一般用」と「公衆浴場用」とする。

「一般用」の料金体系については、「基本料金」及び「超過料金」の単価設定によるものとする。

また、「公衆浴場用」については、現行の料金体系を維持する。

② 一般用料金

基本料金については、使用水量を 10 m³から 6 m³に引き下げ、料金は「1,050 円」から「800 円」に改定する。

また、超過料金については、使用水量が 6 m³を超え 20 m³までを「110 円」、20 m³を超え 50 m³までを「120 円」、50 m³を超え 200 m³までを「132 円」、200 m³を超え 500 m³までを「142 円」、500 m³を超える分を「150 円」に改定する。

③ 公衆浴場用料金

料金については、現行を維持する。

3. 付帯意見

(1) 「越谷市下水道事業経営戦略」の策定について

「越谷市下水道事業経営戦略」に掲げる施策の実施にあたっては、経営戦略が中長期的な計画であることから、適宜見直しを図り、情勢の変化に柔軟に対応されるとともに、より一層の経営効率化に努め、市民の理解と協力を得ながら、積極的に計画内容の実現を図ることが必要と考える。

(2) 下水道使用料の料金体系について

改定にあたっては、その時期・内容について、市民をはじめとした関係者への説明を十分に行い、その説明内容については、簡潔に分かりやすくなるよう努めることが必要と考える。また、採用した料金体系の適用時期については、行政において判断されたい。

次回の料金改定においては、想定を超える降雨や地震等による災害リスクに対応できるよう、資金の内部留保についても配慮する必要があると考える。

越谷市下水道事業運営審議会委員名簿

職	氏 名	選 出 団 体 等
会 長	古 屋 秀 樹	東洋大学教授
副会長	石 崎 一 宏	越谷市自治会連合会
委 員	浅 野 要 二	関東信越税理士会越谷支部
委 員	下 田 正 樹	下田建設行政事務所代表
委 員	白 山 真 一	上武大学教授
委 員	宮 下 智 之	埼玉弁護士会越谷支部
委 員	木 村 信 子	越谷市立消費生活研究会
委 員	佐 藤 勝	越谷市民生委員・児童委員協議会
委 員	豊 田 尚 之	越谷市商工会議所
委 員	中 村 千代子	越谷市環境推進市民会議
委 員	酒 井 裕 載	公募による市民
委 員	南 山 詔	公募による市民